

熊本県中学校総合体育大会 『柔道』競技 地域クラブ活動の参加認定規定 細則 (案)

□参加認定条件

- ① 地域クラブ活動の参加資格の特例については、熊本県中学校総合体育大会開催基準「特別規程」による。
- ② 「令和5年度 熊本県中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加認定規定(案)」に合致した地域クラブ活動であること。

□参加認定条件細則

【 柔道 】競技

1、公益財団法人日本中学校体育連盟(以下、中体連)が定めた「全国中学校体育大会開催基準 9引率監督 参加資格の特例」に記載されている通りの手続きを行い、遵守する。

2、全国中学校柔道大会(以下、全中大会)や各ブロック及び熊本県中学校体育連盟柔道競技(専門)部(以下地区中体連)主催大会における地域スポーツ団体等の参加資格特例条件を次の通りとする。

(1) 公益財団法人全日本柔道連盟(以下、全柔連)が定めた令和4年度期間内において、熊本県柔道連盟(協会)を通して全柔連に加盟、登録を済ませている。加盟、登録上、届け出をしている所在地の都道府県で参加することができる。

- ① チームとして「団体登録」を済ませている → 団体戦に出場可
- ② 競技者として「競技者登録」を済ませている → 個人戦に出場可
- ③ 同一年度中は、最初に参加した所属チームからの変更は認めない。

※ 中学校部活動の場合、転校等による所属の変更について、一部、参加制限がある。

(2) 大会の引率、監督、帯同コーチは、全中大会において全柔連公認指導者資格A指導員またはB指導員の資格を有していなければならない。地区中体連主催大会においてはC指導員以上の資格を有していなければならない。

(3) 柔道修業期間を6カ月以上経過した中学生のみ、大会に参加することができる。

3、大会の引率、監督権を有している地域スポーツ団体等の指導者は、大会参加にあたり、各地区中体連が主催する説明会や研修会等に、必ず出席しなければならない。

4、大会参加にあたり、上記参加資格特例条件に対して虚偽、違反、逸脱行為が発覚した場合は、同一年度の地域スポーツ団体等の大会参加資格を取り消し、チーム及び該当所属選手ともに令和5年度内の参加を認めない。